

令和3年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年7月27日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年7月27日 午後2時50分							
閉 会	令和3年7月27日 午後3時30分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	—	木暮 剛	—
	2	松本 信次	出席		今井 徹	—	野本 照夫	—
	3	矢部 英利	欠席		田沼 茂	—	馬場 勝美	—
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	—	関口 正	—
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	—	渡邊 仁	—
	6	萩原 豊	出席		河野 博	—	秋池 功	—
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	—	岡野 孝	—
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	—		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	—		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	—		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	—		
議事録署名人			岩崎 新一 ・ 渡邊 秋夫					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

議案第28号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

開会 午後2時50分

- 【代理】 これより、令和3年第7回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
- 【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。
- 【事務局】 訂正箇所はありません。
- 【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号11番 岩崎 新一 委員、番号12番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。
- これより議案審議に入ります。
議案第28号 農地法第4条の規定による転用許可に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。
- 【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第28号 農地法第4条の規定による転用許可申請
2件 2筆
- 番号3
申請人は野菜の作付を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
- 【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号4 申請者が自己所有地を調べたところ申請地が農地ということが分かり利便性を図るため進入路として申請するものです。また、申請地の隣接農地については昭和43年に転用許可済のため、本案件と合わせて地目変更を行います。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的</p>

	<p>を達成できるとは認められません。進入路として利用し、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>									
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>									
【一同】	<p>(質問なし)</p>									
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>									
【一同】	<p>(全員挙手)</p>									
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第28号について原案のとおり決定いたしました。議案第28号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>6件</td> <td>10筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>10筆</td> </tr> <tr> <td>地上権の設定</td> <td>2件</td> <td>4筆</td> </tr> </table> <p>番号36</p> <p>受人は、現在市内にある実家に両親及び家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	6件	10筆	使用貸借権の設定	3件	10筆	地上権の設定	2件	4筆
所有権の移転	6件	10筆								
使用貸借権の設定	3件	10筆								
地上権の設定	2件	4筆								
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>									

【萩原 豊 農業委員】	<p>番号36について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号37について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号37 受人は、現在県内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号37について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当する</p>

	<p>ことから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号38について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号38</p> <p>受人は、現在県内の借家に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号38について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。道路後退用地及び自己用住宅を建設するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該</p>

	地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号39、40、41について関連がありますので、まとめて内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号39、40、41についてご説明します。 本件はすべて太陽光発電を目的とする転用許可申請となります。権利の種類としては、番号39は所有権移転、番号40、41は地上権の設定となります。番号40、41は接道がないため、番号39に通路を確保する計画となっております。 しかしながら、昨日26日に農地転用の許可の事務をおこなっている、さいたま農林振興センター管理担当から、番号39については「番号39の所有権移転は、農地法施行規則第57条第5号の処分目的の転用申請と認められるため、農地転用許可は難しい」との指導がありました。農業委員会事務局としては県の指導に基づき、代理人を通じて申請者に確認する必要がでてまいりました。
【議長】	ただいま、事務局から番号39については「代理人を通じて申請者に確認する必要がある旨」の説明がありましたが、番号40、41についても通路確保が必要等、関連がありますので、指導内容の確認ができるまで、番号39、40、41については保留すべきと考えますがいかがでしょうか。
【一同】	意見・質問なし。
【議長】	意見・質問等ないようですので、採決については最後に行います。次に番号42について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号42 受人は、現在市内で土木建築の請負業を営んでいます。現在資材置場と社員8台の駐車スペースを兼用しており手狭となったため、今回、駐車場の設置を計

	画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号42について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことでした。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号43について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号43 受人は、現在市内にある実家に両親及び家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>番号43について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については一般下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号44について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号44 受人は、市内で家族2人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>番号44について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の</p>

	<p>生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号45について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号45 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅4棟を建築するため申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号45について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>

【議長】	質問がございませんので、次に番号４６について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号４６</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業を営む〇〇〇に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は９ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	<p>番号４６について調査してまいりました。申請地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地ですが、今回は農地改良をするための一時転用の申請です。耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されております。工事期間は９ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。</p> <p>農地改良完了後は、〇〇〇の農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２９号について、番号３９、４０、４１については保留扱いとし、それ以外の案件については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第29号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて、会長専決規定第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和3年6月11日～令和3年7月12日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1筆</td> <td style="text-align: right;">167㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">20件</td> <td style="text-align: center;">35筆</td> <td style="text-align: right;">8,381.41㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">21件</td> <td style="text-align: center;">36筆</td> <td style="text-align: right;">8,548.41㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>次に、農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、事務局より報告をお願いいたします。</p>		1件	1筆	167㎡	所有権の移転	20件	35筆	8,381.41㎡	合計届出件数	21件	36筆	8,548.41㎡
	1件	1筆	167㎡										
所有権の移転	20件	35筆	8,381.41㎡										
合計届出件数	21件	36筆	8,548.41㎡										
<p>【事務局】</p>	<p>農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、1件の報告をいたします。</p> <p>議案書7ページの下欄をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、令和3年6月9日に届出受理を行いました。その後原契約の合意解除があり、令和3年6月22日付で取消願が提出され、受理しました。</p>												
<p>【議長】</p>	<p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>												
<p>【一同】</p>	<p>(特になし)</p>												
<p>【議長】</p>	<p>・令和3年度産業祭の中止について</p> <p>次に事務局から何かありますか。</p>												
<p>【事務局】</p>	<p>・先月の定例会にて渡邊委員より質問をもらっていた件</p> <p>・9/17研修会 参加会場等の件</p>												

<p>【会長代理】</p>	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度農地パトロール（経営状況及び利用意向状況調査）について・農地法第4条・第5条の届出における議案書の備考欄について <p>これをもちまして、令和3年第7回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和3年8月25日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時30分</p>
----------------------	---